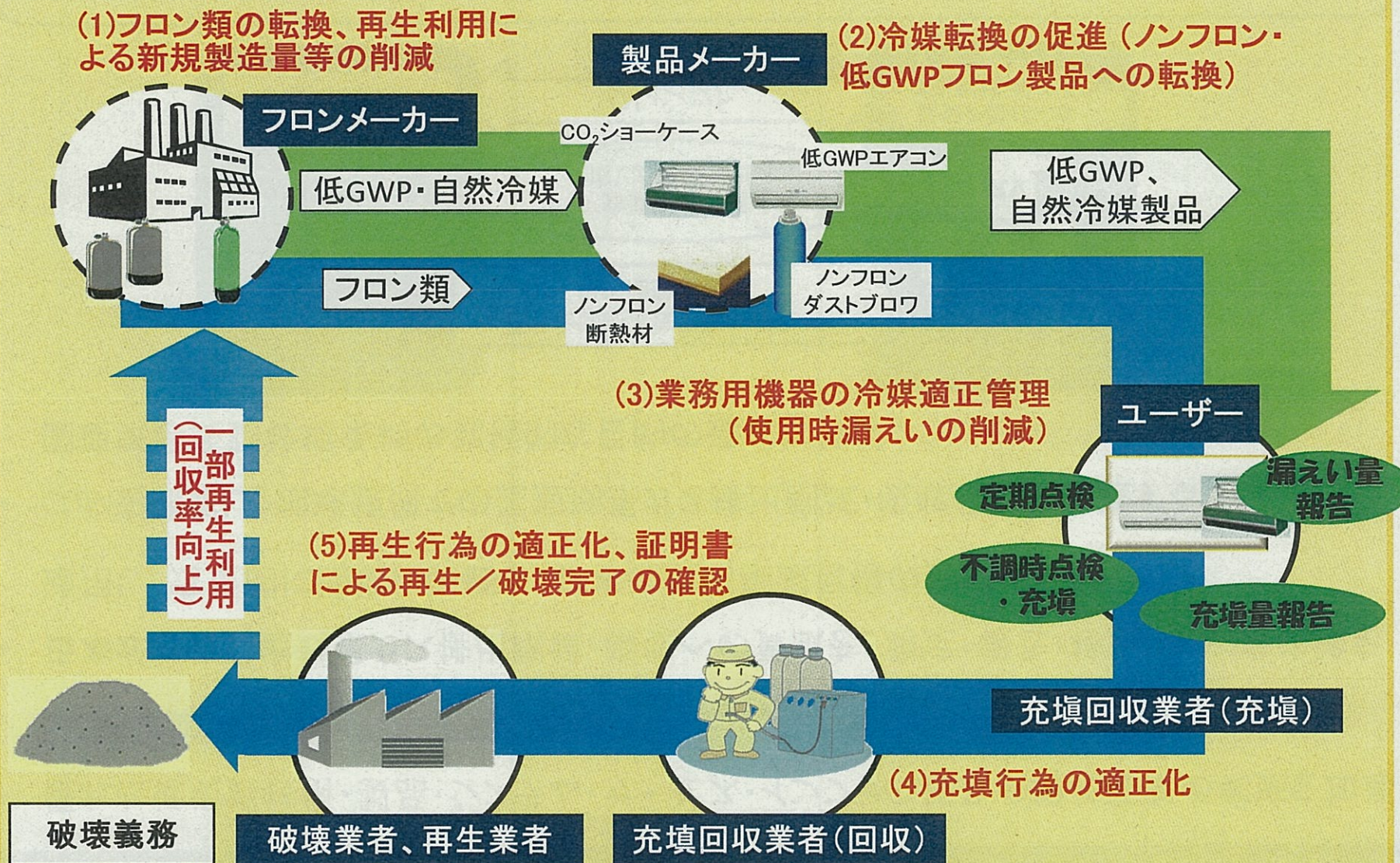


平成25年6月フロン法を改正(平成27年4月施行予定)

フロン類のライフサイクル全体を規制対象に



放射性物質による環境の汚染の防止のための 関係法律の整備に関する法律(平成25年法律第60号)

背景

○従来、環境基本法は、放射性物質による大気汚染等の防止のための措置について、原子力基本法やその関係法律の枠組みの中で適切に処理されることを前提として、これらの法律に対応を委ねていた。

○しかし、平成23年の東京電力福島第一原子力発電所の事故により、大量の放射性物質が一般環境中に放出。



○環境法体系の下で放射性物質による環境の汚染の防止のための措置を行うことができることを明確に位置づけるため、平成24年通常国会において成立した原子力規制委員会設置法の附則により、環境基本法について、放射性物質による大気等の汚染の防止について原子力基本法等に対応を委ねている規定が削除された。

○一方、個別環境法は、未だ、放射性物質による環境の汚染の防止のための措置についてその適用を除外とする規定(適用除外規定)を有した状態となっている。

改正内容

放射性物質による環境の汚染を防止するため、放射性物質に係る適用除外規定を有する大気汚染防止法等の関係法律について、当該規定を削除し、放射性物質による大気汚染に係る常時監視を環境大臣が行うこととする等、放射性物質による大気汚染等の防止措置を原子力基本法等に委ねる旨の環境基本法第13条の規定が原子力規制委員会設置法附則第51条の規定により削除されたことを踏まえた所要の措置を講ずる。

<大気汚染防止法、水質汚濁防止法>

放射性物質による大気汚染及び水質汚濁に係る適用除外規定を削除するとともに、放射性物質による大気汚染及び水質汚濁に係る常時監視の規定を設ける。

<環境影響評価法、南極地域の環境の保護に関する法律>

放射性物質による環境汚染に係る適用除外規定を削除し、環境影響評価手続及び南極地域活動計画の確認を始めとする措置の対象に放射性物質による環境への影響を含める。

※なお、以上に掲げる法律以外の放射性物質による環境汚染に係る適用除外規定を有する個別環境法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律、土壌汚染対策法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律等)については、放射性物質汚染対処特措法との関係や施行状況などを踏まえた検討が必要であることから、同法の見直し規定も踏まえて、別途検討することとする。

施行期日

大気汚染防止法、水質汚濁防止法:平成25年12月20日

南極地域の環境の保護に関する法律:平成26年6月1日

環境影響評価法:平成27年6月1日

大気汚染防止法の一部を改正する法律(平成25年法律第58号)

改正の必要性

- 建築物等の解体現場等から石綿が飛散する事例及び建築材料に石綿が使用されているかどうかの事前調査が不十分である事例が確認されるとともに、立入検査権限の強化、事前調査の義務づけ、大気濃度測定の義務化の必要性等について地方公共団体から要望。
- 東日本大震災の被災地においても、石綿を用いた建築材料が使用されている建築物や煙突内部の石綿除去工事、解体工事において、石綿の飛散事例が確認。
- 昭和31年から平成18年までに施工された、石綿使用の可能性がある鉄骨造や鉄筋コンクリート造の建築物の解体等工事は、平成40年頃をピークに全国的に増加。
- 平成18年の大気汚染防止法の改正法の附則において施行後5年を経過した場合に検討を行うこととされているところ。



建築物の解体等時における石綿の飛散防止対策の更なる強化が必要

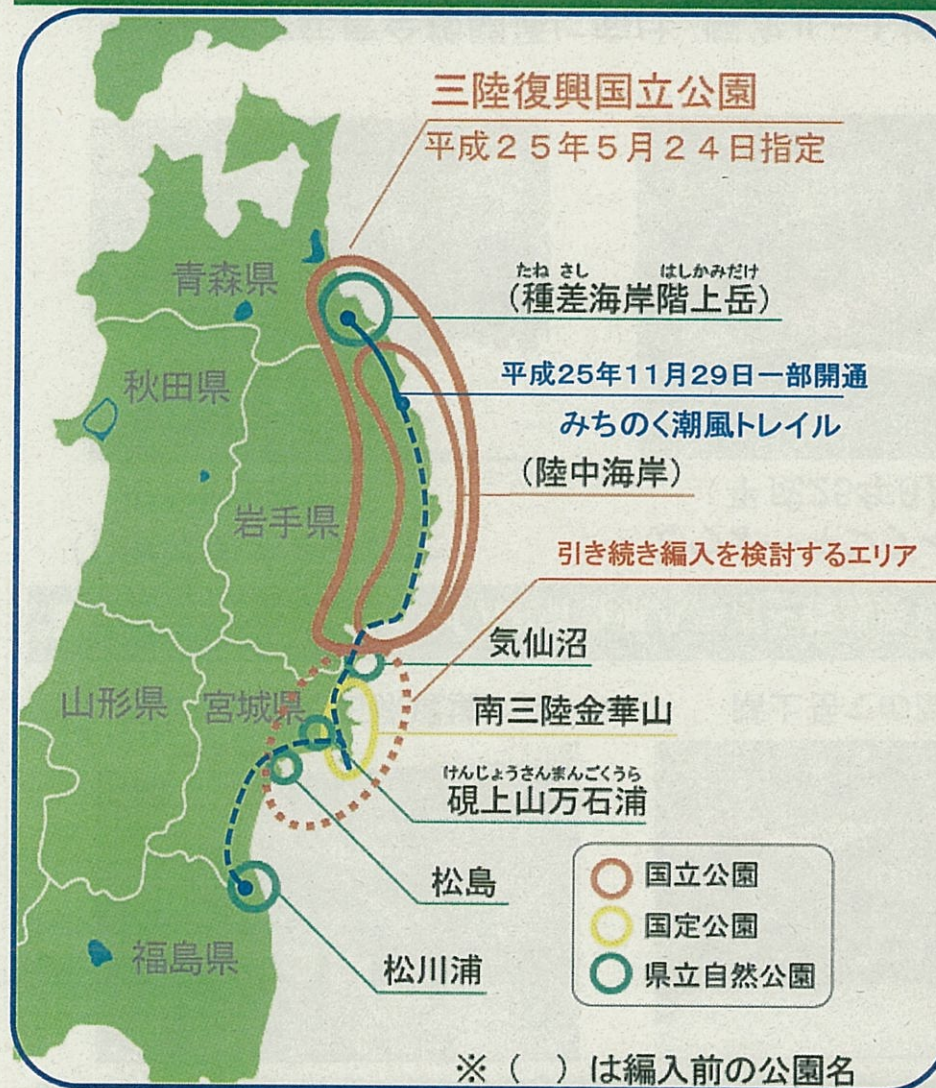
改正内容

- (1) 特定粉じん排出等作業を伴う建設工事の実施の届出義務者の変更
現在、解体等工事の施工者が行うべきこととされている特定粉じん排出等作業(吹付け石綿等が使用されている建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業をいう。以下同じ。)を伴う建設工事の実施の届出について、解体等工事の発注者又は自主施工者が行うべきこととする。
- (2) 解体等工事の事前調査の結果等の説明等
解体等工事の発注者から解体等工事を請け負う受注者は、当該工事が特定工事(特定粉じん排出等作業を伴う建設工事をいう。)に該当するか否かの調査を実施し、その結果及び届出事項を発注者に書面で説明するとともに、その結果等を解体等工事の場所に掲示しなければならないこととする。
- (3) 報告及び検査の対象拡大
都道府県知事等による報告徴収の対象に、届出がない場合を含めた解体等工事の発注者・受注者又は自主施工者を、また都道府県知事等による立入検査の対象に解体等工事に係る建築物等を、それぞれ加える。

公 布 日:平成25年6月21日

施行期日:公布の日から1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興プロジェクト



<背景>

■東日本大震災

- ・自然環境、自然公園施設・自然体験型利用への影響
- ・自然の脅威とのかかわり方の再考

■守り・育まれてきた自然と人とのかかわり

- ・豊かな自然に支えられた地域の暮らし、文化、産業、里山・里海

三陸復興国立公園の創設を核とした グリーン復興を実施<7つのプロジェクト>

- ①三陸復興国立公園の創設（自然公園の再編成）
- ②里山・里海フィールドミュージアムと施設整備
- ③地域の宝を活かした自然を深く楽しむ旅
- ④南北につなぎ交流を深める道・みちのく潮風トレイル
- ⑤森・里・川・海のつながりの再生
- ⑥持続可能な社会を担う人づくりの推進
- ⑦地震・津波による自然環境への影響の把握

<今後の予定>

- 南三陸金華山国定公園を三陸復興国立公園に編入
- みちのく潮風トレイルの全路線の開通（平成27年度中）

主なプロジェクトの進捗状況

■三陸復興国立公園の創設(平成25年5月24日)



祝辞を述べる石原環境大臣



階上岳での除幕式

- 種差海岸階上岳県立自然公園を陸中海岸国立公園に編入し、創設
- 今後は、南三陸金華山国定公園を三陸復興国立公園に編入する

■みちのく潮風トレイル(青森県八戸市～福島県相馬市までの約700kmを結ぶ長距離自然歩道)

①地域の方と一緒に ルートを検討



②ウォーキングイベント
(平成25年8月24日)



③青森県八戸市から岩手県久慈市の
約100kmが開通(平成25年11月29日)



- 平成27年度全線開通に向け、順次ルート検討を行い、部分開通を進める。
- 開通した八戸市～久慈市間では、今夏から踏破認定を試行的に実施する。

主なプロジェクトの進捗状況

■ 震災の脅威を伝える「震災メモリアルパーク中の浜」整備



平成26年5月24日に開園予定の震災メモリアルパーク中の浜



津波の高さを体感できる「展望の丘」

- 中の浜野営場跡地（岩手県宮古市）において、震災遺構の保存・展示のための「震災メモリアルパーク中の浜」を整備。
- 自然の脅威や震災の記憶を後世に伝える場として津波の高さを体感できる展望の丘などを整備。

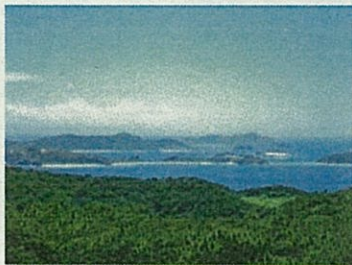
■ 重要自然マップの作成（平成26年4月4日）



- 地域の復興事業等に活用してもらうことを目的に、主に昨年度までの調査結果を活用し、津波浸水域における自然環境保全上重要な情報・地域を示すマップの作成
- マップには干潟、アマモ場、湿性植生、残存樹林などの「重要な自然」を図示するとともに、専門家の助言のもと、19箇所の「重点エリア」を選定し、保全のためのより詳細な情報を記述。
- 環境省HPで公開中（平成26年4月4日）

3月5日 慶良間諸島国立公園の指定 27年ぶり、31番目の国立公園

●サンゴ礁景観

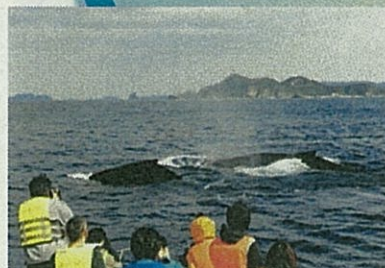


●多島海景観

⇒大小30あまりの島々が点在

●ザトウクジラの繁殖海域

⇒慶良間の他は、小笠原のみ
⇒ピークは毎年1月～3月



写真提供: 座間味村WW協会

●多様なサンゴが高密度に生息するサンゴ礁 それを中心とする豊かな生態系



●透明度が高く青い海

⇒ケラマブルー



●砂浜海岸・海食崖等の多様な陸域景観

⇒アオウミガメが上陸する白い砂浜等

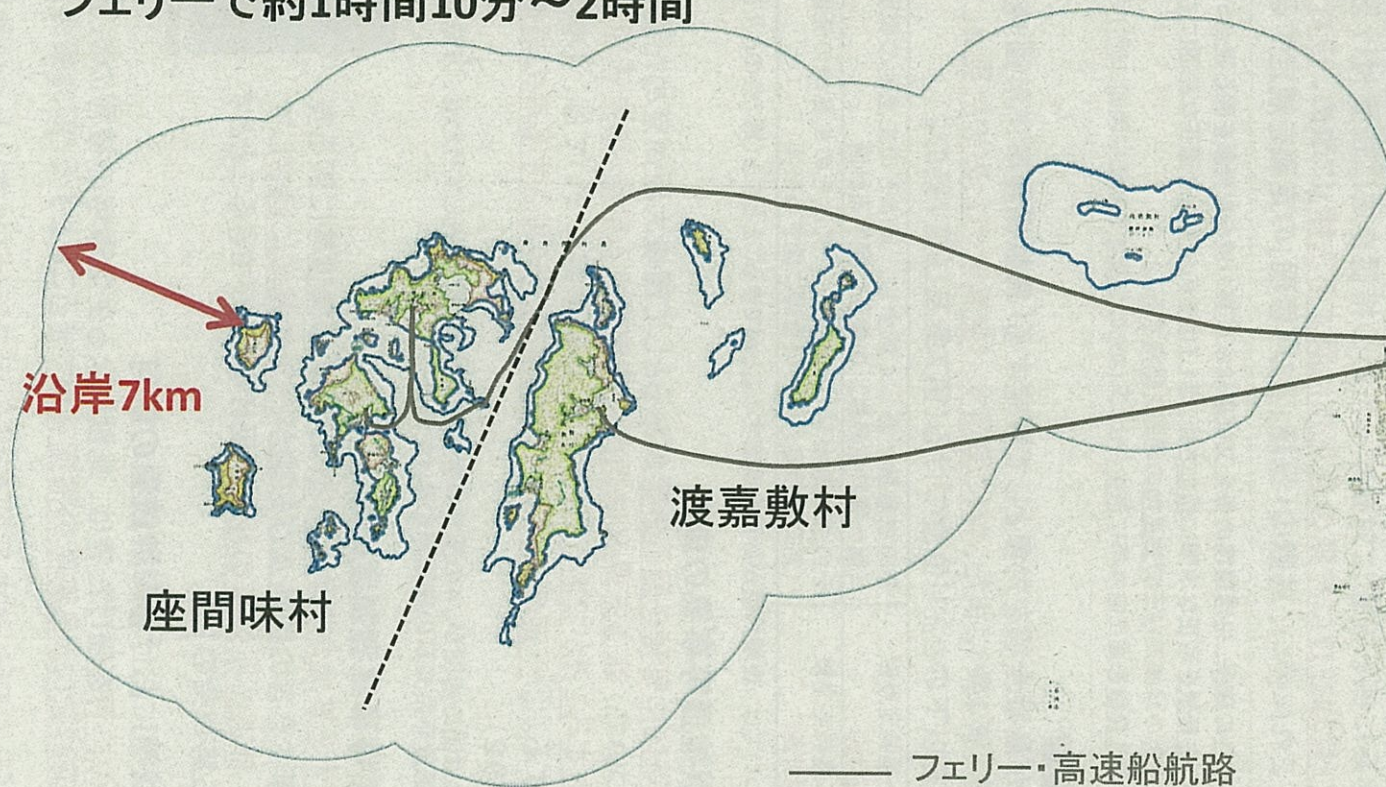
けらま
慶良間諸島国立公園
ちゅ
美ら海慶良間—海と島がつくる
ケラマブルーの世界

- ・陸から海までの多様な自然環境の保全
- ・地元自治体と連携したエコツーリズムの推進

慶良間諸島国立公園区域

○沖縄県那覇市の西方約40kmに位置

○那覇市から各島へは高速船で約35～50分、
フェリーで約1時間10分～2時間



※沿岸7kmの範囲を公園区域（ザトウクジラの繁殖海域）

※サンゴが高密度に生息する水深30m以浅を海域公園地区に指定